

## 埼玉県立近代美術館食堂出店業者選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県立近代美術館の食堂に対し優良な事業者の出店を確保するため、埼玉県立近代美術館食堂出店業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、埼玉県立近代美術館に出店する食堂事業者の選定に関する事項を審議する。

(組織及び職務)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 委員長は、埼玉県立近代美術館副館長を、副委員長は埼玉県立近代美術館総務、管理担当教育主幹をもって充てる。

3 委員長は、委員会を総括し、必要に応じて会議を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(関係者からの意見聴取)

第4条 委員長は、必要に応じて委員会に関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(秘密の保持)

第5条 委員長は、第1条の趣旨を達成するために、公正にその職務を行い、審議内容については、秘密を厳守しなければならない。

(議決)

第6条 委員会の議決は、委員の3分の2以上が出席し、出席委員の過半数の同意をもって決定する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、埼玉県立近代美術館管理担当が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年9月28日から施行する。

この要綱は、令和3年11月11日から施行する。

## 別表

委員長	埼玉県立近代美術館副館長
副委員長	埼玉県立近代美術館総務、管理担当教育主幹
委員	教育局教育総務部財務課副課長
委員	教育局市町村支援部文化資源課副課長
委員	埼玉県立近代美術館企画展、教育・広報、常設展・収蔵品担当学芸主幹
委員	埼玉県立近代美術館総務担当課長
委員	埼玉県立近代美術館企画展担当学芸員
委員	埼玉県立近代美術館教育・広報担当主任